

インボイス制度開始による 帳簿のつけ方 講習会

令和5年9月

令和5年10月1日から開始するインボイス制度により
免税事業者から課税事業者になる方向けの講習会を開催いたします。

適格請求書等保存方式の下では、原則として、一定の事項が記載された
帳簿及び請求書等につき7年間（課税期間の末日の翌日から2月を経過し
た日から起算）の保存が仕入れ税額控除の要件となります。記帳や書類作
成等についての説明をいたしますので、是非ご参加ください。

【日 時】10月4日(水)

●会計ソフトブルーリターン A 利用の方

①9:30~11:00

●手書き帳簿の方

➢本則（一般）課税:②13:30~14:30

➢簡易課税 :③15:00~16:00



【場 所】戸塚法人会館1階 A 会議室

【定 員】各 10 名(10月15日まで※先着順)

【講 師】(一社)戸塚青色申告会 職員(参加費無料)

【持 参】筆記用具・電卓

【申 込】本紙に必要事項をご記入のうえ

下記の連絡先に TEL か FAX にてお申し込みください。

一般社団法人戸塚青色申告会

TEL 045-881-8558 FAX045-861-3505

帳簿の記帳方法(インボイス制度)講習会

会員番号	事業主名	連絡先	時間(①②③いずれか)
No.			

一般社団法人戸塚青色申告会

申告漏れがあった場合には…

売上げに関する帳簿を作成・保存していない
事業者の方は**加算税が重くなります**

改正 内容

帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される**加算税（過少申告加算税・無申告加算税）の割合が最大10%加重**される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。

（例）申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

※国税庁 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0022009-072_02.pdf

インボイス制度のアンケートをご提出いただいていない方（農協会員を除く）

適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の登録を受けた方は、消費税の申告が必要となります。

年内に消費税の申告方法（一般課税、簡易課税、負担軽減措置2割特例）について個別相談会を実施する予定です。

6月に送付したインボイス制度アンケート（はがき）の回答を基に、個別にご案内させていただきます。

アンケートをご返信いただいてない方で適格請求書発行事業者の登録を受けた方は、必ず事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

帳簿点検は年内に必ずお済ませください

令和5年分の確定申告相談は完全予約制です
予約がないと相談ができませんので、予めご了承ください

※11月・12月は混雑が予想されます。できる限り9月・10月に来所ください。

原則、点検日の前月分までの帳簿を確認させていただきますが、難しい方はご相談ください。